平成29年度 上毛町臨時職員の募集

税務課 一般職員の補助

◎採用予定人数/1名

■職　　務　一般職員の補助
■年齢要件　平成29年4月1日現在で60歳未満の方
■必要な免許・資格
Excel・Wordなどの簡単なパソコン操作が可能な方
■勤務時間　月～金曜 8:30～17:15
■休　　日　土・日・祝日及び任命権者の指定した日
■賃　　金　日額　6,200円
■保険適用　社会保険、労災保険、雇用保険
■受付期間　3月1日(水)～17日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
■採用期間　平成29年４月１日から９月30日まで
(任用継続更新あり)
■応募方法　履歴書(写真貼付)を総務課に提出してください。
■選考方法　履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。

●問い合わせ・提出先
総務課　総務係　TEL 72-3111(内線112)

産業振興課 一般職員の補助

◎採用予定人数/1名

■職　　務　一般職員の補助
■年齢要件　平成29年4月1日現在で60歳未満の方
■必要な免許・資格
Excel・Wordなどの簡単なパソコン操作が可能な方
■勤務時間　月～金曜 8:30～17:15
■休　　日　土・日・祝日及び任命権者の指定した日
■賃　　金　日額　6,200円
■保険適用　社会保険、労災保険、雇用保険
■受付期間　3月1日(水)～17日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
■採用期間　平成29年４月１日から6月30日まで
■応募方法　履歴書(写真貼付)を産業振興課に提出してください。
■選考方法　履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。

●問い合わせ・提出先
産業振興課　農政係　TEL 72-3111(内線181)

臨時管理栄養士または栄養士

◎採用予定人数/1名

■職　　務　子ども未来課における管理栄養士または栄養士業務
■資格・要件　管理栄養士または栄養士資格を有する、平成29年4月1日現在で70歳未満の方
■勤務日数　週3～4日程度(業務により変更有)
■勤務時間　8:30～17:15
■休　　日　土・日・祝日及び任命権者の指定した日
■賃　　金　日額　6,600円
■保険適用　社会保険、労災保険、雇用保険
■受付期間　3月1日(水)～17日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
■採用期間　平成29年４月１日から９月30日まで
(任用継続更新あり)
■応募方法　履歴書(写真貼付)、資格証の写しを子ども未来課に提出してください。
■選考方法　履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。

●問い合わせ・提出先
子ども未来課　町民健康係　TEL 72-3111(内線221)

マイクロバス運転手

◎採用予定人数/1名

■職　　務　マイクロバスの運転
■年齢要件　平成29年4月1日現在で65歳未満の方
■必要な免許・資格
大型自動車免許
■勤務時間　マイクロバス予約日
■賃　　金　日額　11,000円
■保険適用　労災保険
■受付期間　3月1日(水)～17日(金)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
■採用期間　平成29年４月１日から９月30日まで
(任用継続更新あり)
■応募方法　履歴書(写真貼付)を総務課に提出してください。
■選考方法　履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。

●問い合わせ・提出先
総務課　総務係　TEL 72-3111(内線112)

平成29年春季全国火災予防運動について

全国統一標語「消しましょう　その火その時　その場所で」

■実施期間　**3月1日(水)～7日(火)までの7日間**

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を予防し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。
空気の乾燥している時期ですので、より一層の火災予防に努めましょう。

ひらかれたまちがさらに輝くまちへ

～第２次総合計画策定中～

平成17年10月11日に誕生した上毛町では、19年3月に『第1次上毛町総合計画』を策定しました。そこでは「ひとりひとりが自らのまちに誇りと責任を持ち、これまで取り組んで来たまちづくりの成果を引き継ぎ、今後さらにまちの歴史と自然、社会的特性を活かした豊かな地域づくりを図ること」を目的として『みんなでひらく上毛の未来』という将来像が掲げられました。

以来、第1次計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、この3月末で10年の期間を終えようとしています。そこで現在、町では第2次総合計画の策定に向けた作業が進められています。

さて、上毛町が第1次計画を策定してから10年間が経過しようとしていますが、この間には大規模な自然災害の発生、九州新幹線・東九州自動車道の開通、上毛PA・SICの開設、新たな広域連携の発足、地方創生の提唱など、内外を問わず町を巡る状況にも様々な変化が生まれています。こうした中で進められてきた上毛町のまちづくりはどのように評価されているのでしょうか。

今回の第2次計画策定にあたり、無作為に抽出した住民2000名の方々を対象にアンケート調査を行い、町への愛着度や町のイメージなどのほか、町の現状に対する満足度と重要度を10年前と同じ項目を挙げておたずねしました。

その結果からは、公共交通の利便性、商工業や観光の分野で満足度が低下していること、子育て支援や子育て環境、学校教育、福祉、防災の分野では満足度が高いながらも重要度も増していることなど、皆さんが感じている町の現状について、たくさんの情報やご意見を得ることができました。

ここで細かくは触れませんが、総じて町の豊かな自然や環境については高く評価される一方で、移住・定住・交流などの人の流れや、産業や観光など地域の活況に係わる分野に関しては、そうとは感じていないと思われる結果となっています。

第2次計画は、これらのアンケート結果や、行政として果たさなければならない使命、また東九州自動車道など基幹交通網の新展開がもたらす課題とチャンスなども考慮しながら、第1次計画に掲げた将来像「みんなでひらく上毛の未来」によって"ひらかれた"まちが、さらに"輝く"ための計画として策定しています。

●問い合わせ先　企画情報課　企画情報係 TEL 72-3111(内線123)

総合計画とは

総合計画とは、市町村にとって最上位の計画であり、まちづくりの基本的な方向性を示すものとして、昭和44年の地方自治法改正により、全ての市町村に策定が義務づけられたものです。平成23年には地方自治法が改正され策定義務はなくなりましたが、9割以上の自治体が今後も総合計画を策定していくといわれています。

この計画の内容は、もちろん自治体によって様々ですが、基本構想、基本計画、実施計画の3部から構成されるものがほとんどで、上毛町の第1次計画の説明では、次のように紹介されています。

■基本構想 1

まちの将来像とその実現に向けた目標を明らかにし、それらを実現するための基本的な施策の方向性を示すもので、期間は10年間。

■基本計画 2

基本構想の実現に向けて進めるべき主要施策を、行政の各分野にわたって体系的に示すもので、期間は前期・後期の各5年間。

■実施計画 3

基本計画に示した主要施策の実施に向けて、具体的な事業や財源などを示すもので、期間は3年間。(※ただし毎年更新)

つまり、基本構想に掲げた目標を達成する手段が基本計画で示す施策であり、その施策の実現を目指す手段が実施計画に示す事業であるという構成になっています。

また、昨今では計画の達成度の目安として目標(値)や指標を設定することが多く、基本構想、基本計画、実施計画のどれに設定するのか、全てに、または一部に設定するのかも市町村によって異なります。なお、上毛町の第1次計画には目標(値)や指標はありませんが、第2次計画では設定する予定です。